

第1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、施設サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）が、神奈川県内の区域において実施する介護保険サービスの提供により発生した事故について、県内における事故の発生状況を把握、周知することにより、各事業者において適正な事業運営が図られるよう事故防止の取組みへの支援、促進等を図るとともに、事故に対して県として必要な対応を迅速に行うことを目的として、県内市町村と県との情報提供に関する取扱手続を定めます。

第2 統計情報等の提供

1 市町村からの情報提供

各市町村は、毎年度終了後5月31日までに、前年度に発生した事故に関する次の統計情報等を県（保健福祉部福祉監査指導課介護保険監査班。以下提供先は同じ。）に提供してください。

(1) 事故件数 事業者からの事故報告の件数等を集計し、別紙様式1「介護保険サービス事業者 事故報告集計表」により提供してください。

(2) 事故事例 事業者からの事故報告の内容又は事故に関して、次の視点及び事由を例に、事故の再発防止、注意喚起を促すため適当と判断される事例があった場合には、その概要を別紙様式2「事故事例提供票」により提供してください。

① 視点

- i 他事業者に周知することにより同様の事故の発生防止に効果があると思われる事例
- ii 事故の再発防止策として講じた対応の効果があつたと思われる事例
- iii 事業者の対応が不適切であり、指導した事例

② 事由

- i 指定基準違反が原因と思われるもの
- ii 事故により利用者が死亡したもの
- iii 特異な事由が原因となっていると思われるもの
- iv 利用者への身体拘束が原因となっていると思われるもの
- v 職員の不祥事や法令違反等が原因となっていると思われるもの
- vi その他、他の事業者に事例として情報提供することによって、同様の事故の発生が防止できると思われるもの

2 県の対応

県は、上記1の情報提供を次により取りまとめ、その結果を各市町村に情報提供するとともに各事業者への指導等のために活用します。

(1) 事故件数 各市町村から提供された集計結果を全県分として取りまとめます。

(2) 事故事例 各市町村から提供された事故事例のうち、事故の再発防止等を促すために適当と判断される事例を取りまとめます。

なお、事故事例の取りまとめに際しては、情報提供市町村名が特定できないよう配慮します。

1/2

第3 県の対応が必要な事故の情報提供

1 市町村からの情報提供

県指定事業者における事故に対して、事故の対象となつた利用者の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）は、必要に応じて調査等を行った結果、以下の事由に該当すると判断した場合、速やかに事故の内容を県に情報提供してください。

なお、事故の対象となつた利用者の保険者市町村が県外の時には、介護保険サービスを提供する事業所又は施設の所在地の市町村が県に情報提供してください。

- ア 指定基準等法令違反が原因になっているおそれがある場合
- イ 職員の不適切な介護等により発生したおそれがある事故（死亡又は生命等に係る重大な事故）の場合
- ウ 反復して事故が発生している状況が見受けられる場合
- エ その他、県の対応が必要と判断される場合

2 県の対応

県は、上記1の情報提供の内容により次の対応を行います。

ア 不正又は著しい不当な行為等が疑われる事故と判断される場合には、「神奈川県介護保険指定事業者等の指導及び監査実施要綱」第8条の規定により、監査を実施します。

イ 提供内容により必要と判断される場合には、当該事故に係る事業者、利用者（家族を含む）又は保険者等の関係者から事情を聴取します。

ウ 緊急に各事業者へ注意喚起を促すことが必要と判断される場合は、各事業者への情報提供を行います。

附則